



日本総合研究所  
リサーチ・コンサルティング部門  
ディレクター/プリンシパル

孝一郎  
段野

固定買取制度（フィード・イン・タリフ：FIT制度）が2012年度に導入されてから8年、幾度かの法改正を経て、20年度に再エネ特措法（FIT法）が抜本的に改正されること閣議決定された（20年2月25日「エネルギー供給強靱化法案閣議決定」）。このうちFIT法についてはこれまでの名称を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」と改め、再生可能エネルギーの買取（調達）から、他の電源と同じく利用を促進していくという立場を明確にした。大きな変更点はFITP（フィード・イン・プレミアム）制度の創設だろう。

FITP制度の下では、再生事業者は、①自ら売電先を確保し、②これまで他の発電事業者が果たしてきた「計画値同時同量」業務を行うとともに、③市場価格のボラティリティを考慮した売電計画を立案すること求められる。

特にこの「計画値同時同量」の遵守は、再生事業者にとって大きなチャレンジとなる。FIT制度では、再生事業者は、いわゆる「出なり」で発電を行い、全量を送配電事業者が引き取り、周波数維持のために必要な需要と供給の差分の管理（IIインバランス管理）を行っていた。しかし近年は、再生電源が増加し、送配電事業者側にインバランス管理の負荷が偏ってきていた。FITP制度では、再生電源に対しても計画値同時同量義務を課し、30分間の発電計画値と発電実績値を出来る限り近づけ、差分（インバランス）抑制に努めることを求めることとなる。ただ、一般的な火力発電等と異なり、再生電源では出力のコントロールが困難である。そのため、再生電源のインバランス抑制に向けて、出力抑制の高度化（出来る限り予測精度を高め発電計画を精緻に立案することでインバランス発生を抑制）、アグリゲーターによる「ならし効果」の発揮（異なる地域・電源種別の発電所を取りまとめ、全体としての出力変動を平準化）、「再生供給一体モデル」の確立（供給側の再生エネ、需要側の双方を最適制御し、全体としてのインバランスを低減）といった対応が期待されている。

## 再生エネは市場統合へ～FITP、2022年度より開始～

FITP制度の詳細については国の「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」にて議論が進められており、22年度から導入が開始される見込みである。再生エネ開

発を引き続き志向する事業者にとっては、これまで培った電源開発ノウハウに加えて、電力需給に関するノウハウ（発電計画値提出、そのための高度な発電量予測ノウハウの習得、インバランス管理など）を備え、「再生エネ主力化」に貢献することが求められる。これまでの再生エネデベロップは「開発のプロ」、「金融のプロ」であることが求められたが、今後はさらに「電力のプロ」であることも求められるようになる。さらに、計画値同時同量遵守のために、アグリゲーションや再生エネ供給一体モデルなどの新しいビジネスモデルも登場する。このような再生エネ市場統合の動きを受けて、コシエネ、蓄電池、電気自動車といったさまざまな分散型リソースは、より一層活用されるようになっていくだろう。

（次回は10月10日に掲載します）